

CUSTOMER ADVISORY

2021年10月18日

お客様各位

CMA CGM JAPAN 株式会社

【輸出】北米・プエルトリコ向けAMS送信方法記載事項についてのご案内

平素より弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

北米・プエルトリコ向けブッキングに関しまして、Shipping Instruction にAMS送信方法のご記載をお願いしたく、下記のとおりご案内いたします。

お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

対象航路：全ての北米及びプエルトリコ向け輸出貨物

適用開始日：即時

記載事項：以下いずれかのAMS送信方法を Shipping Instruction に英文で記載

記載例) Master BL Automated

- ・Master BL Automated (House BL 発行有り / AMS お客様自社送信)
- ・Master BL non Automated (House BL 発行有り / AMS 船社代行送信)
- ・Not an NVOCC (House BL 発行無し)

記載箇所：NACCSをご利用の場合 - 記事欄

Excel の Shipping Instructionをご利用の場合 - Description欄

注意事項：

- **Master BL non Automated** (House BL 発行有り / AMS 船社代行送信) のお客様 Shipping Instruction 提出期限までに Actual Shipper、Consignee、Notify Party の情報が記載されたHouse BLをご準備の上、代行送信の件数分をJPDOC@cma-cgm.comまで送信してください。
- 提出期限を過ぎて代行送信の依頼を受けた場合は、米国税関よりUSD5,000、あるいはより高額のパナルティが課される場合がございます。
- Shipping Instruction 上にAMS送信方法の記載が無かった場合は、House BL発行無しのブッキングとして取扱いますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点がございましたら、各ブッキングオフィスの輸出カスタマーケア・ドキュメント担当までお問い合わせください。

以上